

福岡市城南区選挙管理委員会
令和6年7月19日(金)
午前10時00分から

1 議 題

- (1) 選挙人名簿から抹消する者について (議案第17号)
- (3) 在外選挙人名簿から抹消する者について (議案第18号)

2 そ の 他

- (1) 出前授業の実施報告について
- (2) 次回以降の委員会日程について (予定)

令和6年 8月20日(火) 午前10時00分から

令和6年 9月2日(月) 午前10時00分から

本文中の略語表記について 法…公職選挙法 令…公職選挙法施行令

議題 (1)
議案第 17 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 6 年 7 月 19 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古 賀 勉

- | | | |
|---|-----------|-----------------|
| 1 | 抹消する者の数 | 381 人 |
| | 内訳 死亡者 | 155 人 |
| | 市外転出者 | 226 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和 6 年 7 月 19 日 |

(根拠)

・議決 公職選挙法第 28 条の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（登録の抹消）

第 28 条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第 3 号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

(1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

(2) ^{<※1>}前条第 1 項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後 4 箇月を経過するに至ったとき。

(3) 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

<※1>法第 27 条（要旨）

市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が選挙権を有しなくなつたこと又は当該市町村の区域内に住所を有しなくなつたことを知った場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

(参 考)

抹消の基準日 令和6年7月1日

1 死亡者

令和6年6月30日までに区長から通知を受けた死亡者

2 市外へ転出後4箇月を経過した者

令和6年2月29日までに市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(人)

区 分	男	女	計
死亡者	75	80	155
転出者	119	107	226
計	194	187	381

議題 (2)
議案第 18 号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 6 年 7 月 19 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古 賀 勉

- | | | |
|---|-----------|-----------------|
| 1 | 抹消する者の数 | 1 人 |
| | 内訳 国内転入者 | 1 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和 6 年 7 月 19 日 |

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第 30 条の 11 の規定による。

○公職選挙法 (抜粋)

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

第 30 条の 11 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第 3 号に掲げる場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

(1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

<※ 1 >

(2) 前条第 1 項の表示をされた者について国内の市町村において住民票が新たに作成された日後 4 箇月を経過するに至ったとき。

(3) 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

<※ 1 > 法第 30 条の 10 (要旨)

市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知った場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。